

6月定例会の議案質疑等の内容

6月定例会（6月4日から24日まで開催）では、市長提出議案8件のほか、議員提出議案1件を審議しました。質疑・討論の主な内容は下記のとおりです。議案の結果については、次ページをご覧ください。

秩父宮記念市民会館条例の一部改正

趣旨 現在営利目的での利用ができない会議室について、営利目的の利用を認めるもの。

問 新たに営利目的での貸出しを行うことに至った理由は、

答 現在、営利目的での利用希望者については、けやきフォーラムを案内している。けやきフォーラムは利用率が高く希望日時に空きがなく、利用者を断るケースが増えている。会議室を営利目的での利用者に貸出すことで、少人数における営利目的での利用者が会議室を利用することになり、けやきフォーラムもより有効的に利用できると考えている。

市立病院建設計画策定委員会条例の一部改正

趣旨 市議会議員および公募による市民を委員として追加するもの。

委員追加の理由は、

答 議員については、新病院の建設が市にとって非常に重要な事業であり、建設準備を円滑に進めるためには、議員の協力が必須であることなどを踏まえ、他の附属機関の委員構成との均衡も考慮し委員会に加わっていただくことにした。公募委員については、

病院を利用する側の意見を広く取り入れていく必要があると考え、市民による公募の委員を明記したものである。市議会議員、公募委員ともに2人ずつを予定している。

一般会計補正予算(第1回)

問 物価高騰対策事業について、高騰している米の購入に對する支援事業としてお米券を配布するに至った背景は、

答 物価高騰下において、食料品のうち米の値上がりが特に著しいと言われており、多くの家庭で主食となっており米の購入の補助を行うことで広く家計支援になると考えたため。これまでに実施したキャッシュレス決済のプレミアム付与は、高齢者などスマホを利用していない方に恩恵が行き届かないこと。水道基本料金免除については、現在秩父広域市町村圏組合にて料金改定の議論がされているため、お米券の配布とした。

具体的な補助事業の内容やスケジュールは、

答 7月1日現在、市に住民登録がある全世帯に全国共通のお米券を配布する。配布はゆうパックで郵便配達員が各家庭へ対面方式で配達を行う。発送開始は、8月下旬を想定

しており、準備ができたものから、順次発送する計画で、各家庭への配達完了は、9月末を見込んでいます。

問 利用先は、市内事業者に限らず使用できるのか。また、転売等も可能と考えられるが対策は、

答 全国共通のお米券を配布するため、市外でも利用することができ。市内の米穀店、スーパー、ドラッグストア等の取扱店舗である約20店を案内し、できるだけ市内で購入していただくようお願いする予定。転売を防ぐ方法はないと考えるが、この事業の主旨をご理解いただき、転売を遠慮いただくよう広報していく。

問 1人暮らしの高齢者に対する周知方法や、認知症の方に対する配慮はどのように考えるか。また受取人不明等で戻ってきた場合は、どのように対処するのか。

答 受取人不在の場合は郵便局で1か月間保管の後、市役所または総合支所にて受け渡しが可能だが、住民票がそのままで受取人不明の場合、特に追跡調査は行わない。高齢者等への配慮として、町会等に依頼するのは、町会等への負担が大きく難しい。

問 ランドセル購入補助金を小学校入学祝金に予算振替することについて、具体的な内容は、

答 ランドセル購入補助金では、秩父郡市内の店舗での購入を条件に上限5万円を補助していたが、入学祝金では、購入する物や購入先等の制約はなく、家庭の実情に合わせて自由に使用していただければと考えている。

問 入学祝金の現金支給について、市民の税金は市内に還元するのが望ましいと考えるため、秩父市共通商品券の和同開珎等の支給はできないか。

答 経済対策も重要であり、地域で消費していただくことが一番よいが、今回は子育て支援を第一に考えている。



6月定例会本会議の様子（本庁舎4階）

土砂等の堆積の規制に関する条例の一部改正

趣旨 宅地造成及び特定盛土等規制法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

問 現行の条例では500㎡以上3千㎡未満の土砂堆積に関し、同時に2箇所以上の区域での堆積が500㎡以上、あるいは5年以内に堆積された合計が500㎡以上を規制の対象としているが、改正案ではそのような規定がなされていない。500㎡以内の堆積が複数生じても規制の対象にならないのか。

答 盛土規制法では盛土・切土および一時的な土石の堆積を対象に、それぞれの規模(高さ・面積)に関する基準が定められ、事前の許可申請を条件としており、さらに4つの観点から堆積物、事業者、時間的近接性等の一体性が判断されるようになってきているので、問題はないと考えられる。

詳細は、埼玉県ホームページをご覧ください



討論

賛成

5年5月26日施行の「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」に基づき、全国一律の基準による規制を県が開始することに伴い、市の条例を「盛土規制法」の条文に合致させるものである。県への申請は特定盛土等規制区域では「届出申請」が必要となるが、秩父地域においては過去の違法土砂堆積事案に鑑み、特定盛土等規制区域でも「許可申請」で基準が厳しく、土砂堆積の方法、盛土切土の施工方法等細かい規定が明記され、過不足のない法令の執行が可能。条例改正は問題ないと考え、賛成する。

反対

市の厳しい条例があったことで、悪事を行う業者が大きな動きができなかったのではないかと、という主旨の質疑をしてきた。搬入土砂の中には何が混入しているかわからないのに、今後は土砂の堆積については県に任せることとなるが、土壌汚染についてはこれまでと変わらないという説明があった。悪質業者の取り締まりも緩くなり、今までの以上の監視は困難になることが懸念される。

反対

上位法令の盛土規制法と埼玉県土砂条例に準拠した改正案では、現行条例の規制対象(特に2箇所以上の区域または5年以内に近接した区域で行われた土砂等の堆積の面積の合計が500㎡以上になる場合等)がすべて同様に適用されるか否かが不明確なため、反対する。

人事案件

人権擁護委員候補者の推薦について意見を求められ、市議会は次の方を適任と認め同意することに決定しました。

人権擁護委員候補者
豊田 のぞみ 氏



6月定例会で審議した議案の結果

議案の件名		会派ごとの賛否						
		市民6人	まほ5人	公明1人	新政1人	無会派 出浦 金崎	黒澤	
他	市道路線の認定	○	○	○	○	○	○	
条例	秩父宮記念市民会館条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	
	一時保育事業に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	
	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	
	市立病院建設計画策定委員会条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	
	土砂等の堆積の規制に関する条例の一部改正	○	×	○	○	×	○	
予算	一般会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○	
人事	人権擁護委員候補者の推薦(豊田のぞみ氏)	○	○	○	○	○	○	
出議員提	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	○	×	○	○	×	○	

市民：市民クラブ まほ：まほらば 新政：新政ちぶ 公明：公明党
無会派：会派に属さない議員 ※議長は人数に含まれていない。 ※公明党は1人欠席

○：賛成 ×：反対 ○/○：賛成人数/会派人数

常任委員会の報告

総務委員会

6月定例会で付託された議案2件について報告する。

◆秩父宮記念市民会館条例の一部改正

◆一般会計補正予算(第1回)

問 物価高騰対策事業に関し、お米券の配布は何枚を想定しているのか。

答 3人以下の世帯はお米券5枚、金額に換算すると2200円相当、4人以上の世帯はお米券7枚、3080円相当のお米と引換えができるようになる。

○以上2件は原案のとおり可決

まちづくり委員会

6月定例会で付託された議案2件について報告する。

◆市道路線の認定

問 国道140号の改築に伴い、現在の国道が市に移管されることだが、完成はいつ頃か。

答 現在、橋りょうの詳細設計を行っており、今後、構造物の設計、用地測量等を経て着工すると埼玉県より聞いている。着工および完成年度は未定とのことである。

問 国道の改築に至った経緯は。

答 大滝トンネルの工事により交通量の増加が見込まれ、現在の国

道の荒川郵便局付近は歩道が未設置の部分があることから、荒川地域から県に要望がなされ実施するものである。

○原案のとおり可決

◆土砂等の堆積の規制に関する条例の一部改正

問 今まで市が規制してきたものが削除されてしまうことにより、結果的に規制が緩和されてしまうおそれはないか。

答 「土砂等の堆積」については、今後法律で規制されることとなるが、切土や高さの規定などさまざまな要件が厳しく規定されているほか、罰則も強化されるため、今回の改正により従来の規制が緩和されるとい認識はない。

意見 今までの市の条例で規定していた500mから3kmまでの土砂等の堆積については、今後法律により規制されるというところは理解したが、従来の規定が削除されることにより、今後どんなものが搬入されてくるのか分からず、大きな問題が生じる心配があることから反対する。

○挙手多数により、原案のとおり可決

文教福祉委員会

6月定例会で付託された議案4件について報告する。

◆一時保育事業に関する条例の一部改正

問 日野田保育所で新たに一時保育事業を実施することだが、地域からの要望があったのか。また、他の場所での実施予定は。

答 要望ではなく、未就学児の一時預かり施設を増やし、子育て家庭への支援を充実させるために、今回追加とした。現時点ではその他の施設を増やす予定はない。

◆家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

◆市立病院建設計画策定委員会条例の一部改正

◆一般会計補正予算(第1回) 小学校入学祝金について、申請書の提出を求めず、プッシュ型の交付はできないのか。

答 担当課では振込口座を把握していないため、今回は申請をいた

だが、9年度以降は、電子申請等、保護者の負担が減るような形を検討したい。

○以上4件は原案のとおり可決

5月臨時会

5月臨時会が5月16日に開かれ、市長提出議案5件について審議しました。

5月臨時会で審議した議案の結果

議案の件名	議決結果	会派ごとの賛否					
		市民6人	まほ5人	公明2人	新政1人	無会派 出浦 金崎 黒澤	
国民健康保険税条例の一部改正	承認	○	○	○	○	○	○
市税条例の一部改正	承認	○	○	○	○	○	○
都市計画税条例の一部改正	承認	○	○	○	○	○	○
その他 財産の取得(トイレトレーラー)	原案可決	○	○	○	○	○	○
人事 副市長の選任(引間淳夫氏)	同意	○	○	○	○	○	○

市民：市民クラブ まほ：まほろば 新政：新政ちちぶ 公明：公明党 無会派：会派に属さない議員 ※議長は人数に含まれていない。 ○：賛成 ×：反対

委員会の委員の就任

議員の自動失職により議会運営委員に高野佳男議員が、議会改革特別委員に小松穂波議員が就任しました。

